

神奈川県議会会議規則（抜粋）

神奈川県議会会議規則	【参考】標準都道府県議会会議規則
<p>神奈川県議会会議規則</p> <p>目次（略）</p> <p>（参集）</p> <p>第1条 議員は、招集された日の開会定刻前に、議場に参集しなければならない。</p> <p>2 議員は、招集に応じたとき及び会議に出席したときは、応招出席簿に押印しなければならない。</p> <p>第2条～第9条（略）</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第10条 議員は、公務、病気、出産その他の事故により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。</p> <p>第11条～第144条（略）</p> <p>別表（第113条の2関係）（略）</p>	<p>標準都道府県議会会議規則</p> <p>目次（略）</p> <p>（参集）</p> <p>第1条 議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>第3条～第130条（略）</p> <p>別表（第128条関係）（略）</p>